開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月10日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第20号

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

開成町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年開成町条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後

別表第１（第２条関係）

職名	議員報酬
議長	月額　405,000円
副議長	月額　335,000円
常任委員長・議会運営委員長	月額　322,000円
議員	月額　312,000円

改正前

別表第１（第２条関係）

職名	議員報酬
議長	月額　370,000円
副議長	月額　290,000円
常任委員長・議会運営委員長	月額　265,000円
議員	月額　260,000円

附　則

この条例は、令和９年５月１日から施行する。